

税のお知らせ

申告・納税は、便利な地方税電子申告「eLTAX（エルタックス）」で！

下川町では、納税者の利便性の向上を図るため、eLTAX（エルタックス）を利用したインターネットによる電子申告や電子納税（共通納税）などの受け付けを行っています。

eLTAXとは？

地方税ポータルシステムの呼称で、地方税の申告及び申請・届出の手続きをインターネットを利用して行うシステムのことで、全地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営しています。

特徴

- ・ 郵送や窓口へ出向くことなく、自宅や会社などからインターネットを利用して手続きができます。
- ・ 複数の地方公共団体への申告や納税がまとめ

税目	区分	手続き内容
法人町民税	申告	予定申告・中間申告・確定申告など
	申請・届出	法人設立・設置届、異動届
固定資産税（償却資産）	申告	償却資産申告書 種類別明細書
	申請・届出	給与支払報告書 公的年金等支払報告書 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 退職所得に係る納入申告書 退職所得者の源泉徴収票・特別徴収票 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

※上記当町での対象税目のほか、「上記税目に事業所税を含めた他の市町村税」、都道府県税等では、「法人都道府県民税、法人事業税、特別法人事業税（地方法人特別税）、都道府県民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）」の税目について、各種手続きが利用可能です。

一度にできます。

無料の対応ソフトウェア（PCdesk）を利用して申告書が作成できます。

対応している市販の税務・会計ソフトウェアで作成した申告書データなどを利用できます。

利用できる手続き【電子申告】

【電子納税】

「地方税共通納税システム」により、電子的に納税することが可能です。

対象税目は次のとおりです。

- 個人住民税（特別徴収／退職所得に係る納入申告）
- 法人市町村民税
- 事業所税
- 法人都道府県民税
- 法人事業税
- 特別法人事業税（地方法人特別税）

令和3年10月1日から開始

- 都道府県民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）

利用開始のための手続き

eLTAXを利用した電子申告等を行うには、パソコン環境の準備や利用者IDの取得、必要に応じて電子証明書の取得など、所定の手続きが必要です。詳しくは、エルタックスホームページ

(www.eltax.lta.go.jp) で確認してください。

■ 利用受付時間

月～金曜日
8時30分～24時
土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休業
※ヘルプデスクの対応時間
9時～17時

※電子納税のサービス時間は、方式によって異なりますので、詳しくは、エルタックスホームページで確認してください。

■ 利用手続きに関するお問い合わせ

eLTAXヘルプデスク（地方税共同機構）
☎0570-081-459
右記でつながらない場合
☎03-5521-0019



■ 税制のお知らせ

『給与支払報告書等のeLTAX又は光ディスク等による提出義務基準「100枚以上」に引き下げ』

令和3年1月以後提出する給与支払報告書等については、前々年における給与所得等の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が「100枚以上」（改正前 1,000枚以上）であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が必要です。

■ 税制のお問い合わせ先

税務住民課
税務・収納グループ
☎4-2511
内線114
☆4-251103
上川総合振興局
名寄道税事務所課税係
☎01654-2-4148